東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱

2 産技大管管第 1014 号 制定 令和 3 年 3 月 5 日

(設置)

第1条 東京都立産業技術大学院大学(以下「本学」という。)は、教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について継続的に点検並びに評価することで、質の保証を行い、絶えず改善に取り組むこと(以下「内部質保証」という。)を推進するために、学長を室長とする東京都立産業技術大学院大学内部質保証室(以下「内部質保証室」という。)を置く。

(内部質保証室の職務)

- 第2条 内部質保証室は、次に掲げる事項を職務とする。
 - (1) 本学の内部質保証の推進
 - (2) その他本学の内部質保証に必要な事項の検討

(内部質保証室の構成)

- 第3条 内部質保証室は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 研究科長
 - (3) オープンインスティテュート長
 - (4) 附属図書館長
 - (5) 専攻長
 - (6) 自己点検・評価委員長
 - (7) 管理部長
 - (8) その他学長が指名する教職員

(室長)

- 第4条 内部質保証室には室長を置く。
- 2 室長は、学長をもって充てる。
- 3 室長は、内部質保証室を招集し主宰する。
- 4 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名した委員が、室長の職務を代理する。 (任期)
- 第5条 第3条第8号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員交代による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

- 第6条 内部質保証室は、室長が必要と認めたときに招集する。
- 2 内部質保証室は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 内部質保証室の庶務は、東京都立産業技術大学院大学管理部管理課において行う。

(委員以外からの意見の聴取)

- **第7条** 室長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。 (**委任**)
- **第8条** この要綱に定めるもののほか、内部質保証室の運営に関して必要な事項は室長が 定める。

附則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。